平成２２年（フ）第５６号
岩手県九戸郡洋野町大野第28地割102番地５
債務者　恵平　幸雄
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第５８号
岩手県久慈市山形町川井第13地割81番地66
債務者　畑中たつえ
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第５９号
岩手県久慈市田屋町第１地割32番地６
債務者　柴田　　豊
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第３５号
北海道標津郡中標津町西４条北５丁目２番地５
債務者　本間　樹里
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第１２４号
栃木県佐野市若宮下町２番地５
債務者　阿部小百合（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１５４号
栃木県足利市通６丁目3169番地４　レオパレスラ・フォーレ108
債務者　小浜喜久代
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１５５号
栃木県足利市毛野新町１丁目181番地２　ニューヒルズ毛野Ａ101
債務者　飯塚　彰雄
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１５７号
栃木県足利市五十部町519番地８　光優ハイツ206号
債務者　鵜瀬　恭一
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１５８号
栃木県足利市堀込町2809番地　みなみグリーンハイツ601号
債務者　鵜瀬亞砂路
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１５９号
栃木県足利市堀込町2089番地　みなみグリーンハイツ601号
債務者　鵜瀬　秀夫
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第５４９５号
大阪市城東区蒲生２丁目４番20号ノーブル京橋302号、住民票上の住所大阪市城東区蒲生１丁目３番４号メゾン東雲301
債務者　沖園　　浩
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２２８号
横浜市鶴見区江ケ崎町20番21号　セントラルマンション江ヶ崎302
債務者　沓澤　竜二
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２２９号
横浜市鶴見区江ケ崎町20番21号　セントラルマンション江ヶ崎302
債務者　沓澤　恵子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２８０号
横浜市港北区新吉田東５丁目26番27号　サンコーポフジＦ１
債務者　高野　宗治
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２８１号
横浜市港北区新吉田東５丁目26番27号　サンコーポフジＦ１
債務者　高野スカンヤーこと　タカノ　スカンヤー
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部